

第78期決算公告

平成19年6月29日

佐賀市唐人二丁目7番20号
株式会社 佐賀銀行
取締役頭取 松尾靖彦

貸借対照表(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	36,442	預金	1,732,922
現金	32,273	当座預金	78,062
預け	4,169	普通預金	834,000
コ－ル口－ン	40,222	貯蓄預金	7,255
買入金銭債権	7,881	通知預金	2,299
特定取引資産	80,446	定期預金	787,448
商品有価証券	80,446	定期積金	3,472
金銭の信託	992	その他の預金	20,382
有価証券	506,543	譲渡性預金	28,306
国債	189,919	コ－ルマネー	2,518
地方債	152,953	借用金	21,079
社債	78,585	借入金	21,079
株式	57,848	外国為替	295
その他の証券	27,236	売渡外国為替	198
貸出金	1,225,733	未払外国為替	96
割引手形	26,599	その他の負債	5,617
手形貸付	130,716	未決済為替借	68
証書貸付	918,348	未払法人税等	128
当座貸越	150,068	未払費用	1,644
外国為替	1,233	前受収益	733
外国他店預け	454	給付補てん備金	1
買入外国為替	133	先物取引差金勘定	20
取立外国為替	645	金融派生商品	1,584
その他の資産	7,171	その他の負債	1,435
前払費用	53	賞与引当金	691
未収収益	2,306	退職給付引当金	13,306
金融派生商品	498	役員退職慰労引当金	620
その他の資産	4,313	再評価に係る繰延税金負債	6,890
有形固定資産	29,496	支払承諾	19,127
建物	4,149	負債の部合計	1,831,377
土地	23,079	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	2,267	資本	16,062
無形固定資産	1,558	資本剰余金	11,376
ソフトウェア	482	資本準備金	11,374
その他の無形固定資産	1,076	その他資本剰余金	1
繰延税金資産	8,432	利益剰余金	35,077
支払承諾見返	19,127	利益準備金	14,926
貸倒引当金	50,120	その他利益剰余金	20,151
		別途積立金	13,800
		固定資産圧縮積立金	126
		繰越利益剰余金	6,224
		自己株式	978
		株主資本合計	61,537
		その他有価証券評価差額金	13,298
		繰延ヘッジ損益	13
		土地再評価差額金	8,961
		評価・換算差額等合計	22,247
		純資産の部合計	83,784
資産の部合計	1,915,161	負債及び純資産の部合計	1,915,161

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。

6. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年~36年
動産	2年~20年

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

8. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

12. 従来、役員退職慰労金は支給時に費用処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基

準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、当期から当期末における支給見込額を役員退職慰労引当金として計上しております。それに伴い、当期発生額96百万円は「営業経費」へ、過年度分相当額523百万円は「特別損失」に計上しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して経常利益は96百万円減少し、税引前当期純利益は620百万円減少しております。

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は14百万円(税効果額控除前)であります。

15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

16. 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

17. 関係会社の株式及び出資総額 1,119百万円
18. 関係会社に対する金銭債権総額 5,189百万円
19. 関係会社に対する金銭債務総額 5,437百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額 21,470百万円
21. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,240百万円

22. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

23. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,110百万円、延滞債権額は61,752百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本

又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

24. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

25. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 8,052 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

26. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 72,914 百万円であります。

なお、23. から 26. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 26,732 百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 5,619 百万円

担保資産に対応する債務

預金 10,155 百万円

コールマネー 590 百万円

上記のほか、為替決済、信託業務等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 95,736 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 931 百万円であります。

29. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める地価公示法に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 10,085 百万円

30. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 20,500 百万円が含まれております。

31. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 2,080 百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日)により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ 2,080 百万円減少しております。

32. 1 株当たりの純資産額 489 円 59 銭

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日)が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1 株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ 1 株当たりの純資産額は 8 銭減少しております。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下 36. まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	80,446	23

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	1,232	1,243	11	12	0
その他	-	-	-	-	-
合計	1,232	1,243	11	12	0

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	30,353	55,699	25,346	26,407	1,060
債券	419,644	416,345	3,298	1,509	4,807
国債	193,373	189,919	3,454	646	4,100
地方債	153,089	152,953	135	365	500
短期社債	-	-	-	-	-
社債	73,181	73,472	290	497	206
その他	25,978	26,206	228	517	289
合計	475,975	498,251	22,275	28,433	6,157

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 8,977 百万円を差し引いた額 13,298 百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

34. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	102,978	660	935

35. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債	3,000
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等	
子会社・子法人等株式等	1,103
関連法人等株式等	16
その他有価証券	
非上場新株予約権付社債	880
非上場株式(店頭売買株式を除く)	2,035
非上場外国株式	0
企業再生ファンド出資金	23

36. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	58,649	164,275	150,337	48,196
国債	29,997	38,452	74,430	47,038
地方債	19,628	79,145	54,180	-
短期社債	-	-	-	-
社債	9,023	46,677	21,726	1,157
その他	4	19,077	5,364	-
合計	58,653	183,352	155,702	48,196

37. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	992	-

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、384,123百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が382,012百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

	金額(百万円)
繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	18,842
退職給付引当金損金算入限度額超過額	5,362
減価償却超過額	1,557
その他	1,588
繰延税金資産小計	27,351
評価性引当額	9,854
繰延税金資産合計	17,496
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	8,977
固定資産圧縮積立額	87
繰延税金負債合計	9,064
繰延税金資産の純額	8,432

40. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

(1)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は83,798百万円であります。

(2)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益(又は当期末処理損失)」は「その他利益剰余金」の「別途積立金」、「固定資産圧縮積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3)繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(4)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(5)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。これにより、従来の方法に比べて「その他資産」は931百万円増加しております。

「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示しております。

「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。

「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

41. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.76%

損益計算書 〔 平成18年4月1日から 〕
平成19年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経常収益		43,404
資金運用収益	33,702	
貸出金利息	26,211	
有価証券利息配当金	7,156	
コールローン利息	202	
買入手形利息	1	
預け金利息	1	
その他の受入利息	128	
信託報酬	4	
役務取引等収益	7,121	
受入為替手数料	3,339	
その他の役務収益	3,782	
特定取引収益	688	
商品有価証券収益	688	
その他業務収益	531	
外国為替売買益	98	
国債等債券売却益	348	
金融派生商品収益	83	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	1,356	
株式等売却益	312	
その他の経常収益	1,044	
経常費用	3,659	35,153
資金調達費用	1,687	
預金利息	71	
譲渡性預金利息	196	
コールマネー利息	476	
借入金利息	765	
金利スワップ支払利息	462	
その他の支払利息	3,302	
役務取引等費用	742	
支払為替手数料	2,559	
その他の役務費用	908	
その他業務費用	860	
国債等債券売却損	48	
国債等債券償却	24,957	
営業経常費用	2,326	
貸倒引当金繰入額	1,208	
貸出金償却	11	
株式等売却損	75	
株式等償却	306	
金銭の信託運用損	2	
その他の経常費用	721	
経常利益		8,250
特別利益		12
固定資産処分益	12	
償却債権取立益	0	
特別損失		700
固定資産処分損失	160	
減損損失	15	
その他の特別損失	523	
税引前当期純利益		7,563
法人税、住民税及び事業税		369
法人税等調整額		2,294
当期純利益		4,899

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	70 百万円
役務取引等に係る収益総額	4
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	26
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	3
役務取引等に係る費用総額	353
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	3,094

3. 1株当たりの当期純利益金額 28円62銭

4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

5. 「その他の特別損失」は、役員退職慰労引当金の計上に伴う過年度分の費用処理額であります。

6. 従来は損益計算書の末尾において当期末処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これにともない、利益処分計算書は当期より作成しておりません。

7. 当期において、使用方法の変更や市場価格の著しい低下により以下の資産について回収可能価額まで減額し、当該減少額15百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
佐賀県内	遊休資産2か所	土地・建物	5 百万円
福岡県内	営業店舗1か所	建物・動産	9
合計			15

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省、平成14年7月3日改正)に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

資産のグルーピング方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っておりますが、銀行全体に関連する資産(本部使用資産、社宅、ATMコーナー等)は共用資産とし、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。

8. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

(1) 子会社・子法人等及び関連法人等

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子法人等	佐銀信用保証 株式会社	所有 直接 5.00 間接 61.60	ローン等に 係る保証委 託	被保証債務	277,469	-	-

取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びそ の近親者が 議決権の過 半数を所有 している会 社等	株式会社福岡 商店	被所有 直接 0.20	資金の貸出 役員の兼任	資金の貸出 債務の保証 利息の受取	272 46 3	貸出金 支払承諾	272 46
	佐賀宇部コン クリート工業 株式会社	被所有 直接 0.02	資金の貸出 役員の兼任	資金の貸出 利息の受取	224 3	貸出金	218

当行役員福岡福麿及びその近親者が、株式会社福岡商店については議決権の66%を保有しており、佐賀宇部コンクリート工業株式会社については同52%を保有しております。

また、取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

信託財産残高表

(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 形 固 定 資 産	435	金 銭 信 託	8
無 形 固 定 資 産	316	包 括 信 託	821
現 金 預 け 金	78		
合 計	829	合 計	829

(注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 共同信託他社管理財産 - 百万円

3. 元本補てん契約のある信託は、平成19年3月31日現在取扱っておりません。

連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 3社

佐銀ビジネスサービス株式会社

佐銀コンピュータサービス株式会社

佐銀信用保証株式会社

非連結の子会社及び子法人等

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第一号

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号

さがベンチャー育成第一号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 2社

佐銀リース株式会社

株式会社佐銀ベンチャーキャピタル

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第一号

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号

さがベンチャー育成第一号投資事業有限責任組合

九州広域企業再生基礎ファンド

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 3社

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれんの償却に関する事項

該当ありません。

連結貸借対照表(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	36,443	預 金	1,727,752
コールローン	40,222	譲渡性預金	28,306
買入金銭債権	7,881	コールマネー	2,518
特定取引資産	80,446	借入金	21,079
金銭の信託	992	外国為替	295
有価証券	507,169	その他負債	8,933
貸出金	1,225,733	賞与引当金	729
外国為替	1,233	退職給付引当金	13,403
その他資産	8,692	役員退職慰労引当金	642
有形固定資産	29,601	再評価に係る繰延税金負債	6,890
建物	4,175	支払承諾	19,127
土地	23,118	負債の部合計	1,829,679
その他有形固定資産	2,307	(純資産の部)	
無形固定資産	1,627	資本金	16,062
ソフトウェア	548	資本剰余金	11,392
その他の無形固定資産	1,079	利益剰余金	35,758
繰延税金資産	9,207	自己株式	984
支払承諾見返	19,127	株主資本合計	62,229
貸倒引当金	51,924	その他有価証券評価差額金	13,304
		繰延ヘッジ損益	13
		土地再評価差額金	8,961
		評価・換算差額等合計	22,252
		少数株主持分	2,294
		純資産の部合計	86,776
資産の部合計	1,916,456	負債及び純資産の部合計	1,916,456

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法) その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定) 時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。

6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年~36年
動産	2年~20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、法人税法の定める耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

連結される子会社及び子法人等の自社利用のソフトウェアについては、各々定める利用可能期間(主として3年)に基づく定額法により償却しております。

8. 当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

12. 従来、役員退職慰労金は支給時に費用処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4

号平成 17 年 11 月 29 日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと及び「粗税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査保証実務委員会同委員会報告第 42 号平成 19 年 4 月 13 日)が公表されたことに伴い、当連結会計年度から当連結会計年度末における支給見込額を役員退職慰労引当金として計上しております。それに伴い、当連結会計年度発生額 101 百万円は「営業経費」へ、過年度分相当額 540 百万円は「特別損失」に計上しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して経常利益は 101 百万円減少し、税金等調整前当期純利益は 642 百万円減少しております。

13. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 15 号)を適用して実施してました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成 15 年度から資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 14 百万円(税効果額控除前)であります。

連結される子会社及び子法人等においては、ヘッジ会計を行っておりません。

15. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

連結される子会社及び子法人等においては、ヘッジ会計を行っておりません。

16. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

17. 関係会社の株式及び出資総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 1,384 百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額 21,706 百万円

19. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,240 百万円

20. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

21. 貸出金及びその他資産のうち、破綻先債権額は 4,493 百万円、延滞債権額は 61,752 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

その他資産のうち、貸出金に準じるものとして、求償債権を上記の対象としており、その債権額は 1,382 百万円です。

あります。

22. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,052百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

24. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,297百万円であります。

なお、21. から24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は26,732百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 5,619百万円

担保資産に対応する債務

預金 10,155百万円

コールマネー 590百万円

上記のほか、為替決済、信託業務等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券95,736百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は934百万円であります。

27. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 10,085百万円

28. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,500百万円が含まれております。

29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,080百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ2,080百万円減少しております。

30. 1株当たりの純資産額 493円72銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出してあります。これにより、従来の方法に比べて1株当たりの純資産額は8銭減少しております。

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券が含まれております。以下 34. まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	80,446	23

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	1,232	1,243	11	12	0
その他	-	-	-	-	-
合計	1,232	1,243	11	12	0

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	30,371	55,734	25,363	26,424	1,060
債券	419,644	416,345	3,298	1,509	4,807
国債	193,373	189,919	3,454	646	4,100
地方債	153,089	152,953	135	365	500
短期社債	-	-	-	-	-
社債	73,181	73,472	290	497	206
その他	25,978	26,206	228	517	289
合計	475,993	498,286	22,292	28,450	6,157

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 8,984 百万円を差し引いた額 13,308 百万円のうち少数株主持分相当額 9 百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 5 百万円を加算した額 13,304 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

32. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	102,978	660	935

33. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 非上場事業債	3,000
その他有価証券	
非上場新株予約権付社債	880
非上場株式	2,362
非上場外国株式	0
企業再生ファンド出資金	23

34. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	58,649	164,275	150,337	48,196
国債	29,997	38,452	74,430	47,038
地方債	19,628	79,145	54,180	-
短期社債	-	-	-	-
社債	9,023	46,677	21,726	1,157
その他	4	19,077	5,364	-
合計	58,653	183,352	155,702	48,196

35. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	992	-

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、384,123百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が382,012百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 当連結会計年度末における退職給付債務等は、以下のとおりであります。

退職給付債務	20,397	百万円
年金資産（時価）	6,135	
未積立退職給付債務	14,261	
会計基準変更時差異の未処理額	-	
未認識数理計算上の差異	818	
未認識過去勤務債務（債務の減額）	40	
連結貸借対照表計上額の純額	13,403	
前払年金費用	-	
退職給付引当金	13,403	

38. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

（1）「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は84,495百万円であります。

（2）純額で「繰延ヘッジ損失」又は「繰延ヘッジ利益」として「その他資産」又は「その他負債」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッ

シ損益」として相殺表示しております。

(3)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4)負債の部に次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(5)「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。これにより、従来の方法に比べて「その他資産」は934百万円増加しております。

これにより、従来の「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」として、また「建設仮払金」については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。

「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

39.「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

40. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準) 9.99%

連結損益計算書 { 平成 18 年 4 月 1 日から
平成 19 年 3 月 31 日まで }

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		44,257
資金運用収益	33,706	
貸出金利息	26,211	
有価証券利息配当金	7,160	
コールローン利息及び買入手形利息	203	
預け金利息	1	
その他の受入利息	128	
信託報酬	4	
役務取引等収益	7,649	
特定取引収益	688	
その他の業務収益	573	
その他の経常収益	1,635	
経常費用		35,536
資金調達費用	3,656	
預金利息	1,684	
譲渡性預金利息	71	
コールマネー利息	196	
借用金利息	476	
その他の支払利息	1,227	
役務取引等費用	2,951	
その他の業務費用	908	
営業経費	25,284	
その他の経常費用	2,734	
貸倒引当金繰入額	1,176	
その他の経常費用	1,557	
経常利益		8,721
特別利益		16
固定資産処分益	12	
償却債権取立益	4	
特別損失		717
固定資産処分損失	161	
減損損失	15	
その他の特別損失	540	
税金等調整前当期純利益		8,020
法人税、住民税及び事業税		552
法人税等調整額		2,310
少数株主利益		199
当期純利益		4,957

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益金額 28円96銭

3. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

4. 「その他の経常費用」には、貸出金償却362百万円、株式等償却310百万円を含んでおります。

5. 「その他の特別損失」は、役員退職慰労引当金の計上に伴う過年度分の費用処理額であります。

6. 当連結会計年度において、使用方法の変更や市場価格の著しい低下により以下の資産について回収可能価額まで減額し、当該減少額15百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
佐賀県内	遊休資産2か所	土地・建物	5百万円
福岡県内	営業店舗1か所	建物・動産	9
合計			15

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省、平成14年7月3日改正)に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

資産のグルーピング方法は、当行では管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っておりますが、銀行全体に関連する資産(本部使用資産、社宅、ATMコーナー等)は共用資産とし、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、連結子会社では各社をグルーピングの単位として取り扱っております。